令和4年度

第2回観音寺市農業委員会定例会

議事録

令和4年5月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月20日(金) 午後1時30分~午後2時30分
- 2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室
- 3 出席委員 16人
 - 1番 合田 政光 (会長)
 - 2番 森川 敏博
 - 3番 高橋 章
 - 4番 高橋 啓二
 - 5番 冨田 敏弘
 - 6番 大西 恒利
 - 7番 豊田 敏計
 - 8番 篠原 元良
 - 9番 山岡 都男
 - 10番 石川 豊
 - 13番 藤岡 光夫
 - 14番 小出 由弘
 - 15番 石川 太郎
 - 16番 大西 哲治郎
 - 17番 田中 光雅
 - 19番 齋藤 律男 (副会長)
- 4 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について<農業委員会許可>
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について<香川県知事許可>
 - 議案第4号 非農地証明願について<農業委員会許可>
 - 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
- 5 農業委員会事務局等出席者

事務局長 森川 省三

事務局次長(農政管理係長) 藤村 佳広

事務局主任(農地係長) 石井 盟人

公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員 大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後1時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和4年度観音寺市農業委員会第2回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の

規程に基づき、現に在任する委員 19 人の過半である 16 人が出席されておりますので、成立していることを ご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは3番 高橋 章 委員、並びに14番 小出 由弘 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。令和4年5月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の申請地は、譲受人の居宅の隣接しており、土地の面積も小さいことから今後の土地の利用を考えて、 有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

2番の譲渡人は、相続放棄等により相続人不存在となっており、また破産事件により破産管財人が選任されております。破産管財人が土地の相手先を探していたところ、譲渡人が有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は農地法第3条の要件を満たすことを鑑み、許可相当と判断するものです。

3番の譲渡人は、相続により農地を取得したものの非農家のため農地の処分を考えておりましたところ、 譲渡し人と有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図 るものです。

以上の申請につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、冨田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

冨田委員 別に問題ありません。

議長(会長) 2番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願いします。

藤岡委員 別に問題ありません。

議長(会長) 3番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員別に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和4年5月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。議案書5ページ及び位置図を ご覧ください。

1番の転用目的は一般住宅です。申請場所は、吉岡町畔田(あぜた)101-1外1筆で一ノ谷小学校から西約700mに位置し、市道畔田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田384㎡です。利用計画ですが、居宅1棟平屋建76.65㎡、カーポート1棟平屋建36㎡、合計112.65㎡で土地利用率は29.34%です。

転用に及んだ理由ですが、一ノ谷川総合流域防災河川事業により、現在の住宅用地及び申請地の一部を売り渡すこととなりました。それに伴い建物の取り壊しにより新たな住宅を建てて移転する必要があり、所有地の中から利便性の高い申請地を選び、転用申請に至りました。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員別に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

引き続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題とします。それでは、 事務局より説明をお願いいたします。 **農地係長** 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和4年5月20日農業委員会会長からの提出です。申請件数は3件です。議案書7ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は株式会社 ヤマダエ芸 代表取締役 山田 大貴様で、観音寺市栗井町に主たる事務所を置き平成3年設立、資本金1000万円で、建築金物工事業を営む法人です。転用目的は露天資材置場で、所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字十宮丙406番1で柞田小学校から南東約1170mに位置し、市道側道池崎柞田線に接する都市計画区域外 第2種農地であり、転用面積は地目が田27㎡です。

転用に及んだ理由ですが、事業の拡張により資材置場を探していたところ、社長宅の近隣農地の所有者が、 管理に苦慮しており話が纏まり転用申請に至りました。

2番の申請者は堂之岡自治会です。

転用目的は自治会ゴミステーションで、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、新田町字堂ノ岡 1333-1 で豊田小学校から南約 300mに位置し、市道粟屋堂ノ岡線に接する都市計画区域外、第2種農地であり、転用面積は地目が田36㎡です。

利用計画ですが、ゴミコンテナ1棟平屋建2.15 m²です。

転用に至った理由ですが、道路の拡幅で現在のゴミステーションが使用できなくなり近隣で探していたと ころ、農地の管理に苦慮していた譲渡人と話が纏まり転用に至ったものです。

3番の転用目的は貸資材置場で、無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田字新田甲 2609-1 外 1 筆で豊浜小学校から南東約 1800mに位置し、市道野之池線から 20m入った都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 500.93 ㎡です。

転用に至った理由ですが、高齢のため農地の管理に苦慮していた譲渡人から無償の所有権移転をしたいと 隣接地の譲受人へ申し入れがあり、利用方法を考えていたところ、地元事業者が利用したいという申し出が あり転用申請に至りました。譲受人の土地の一部を通らないと車両の通行ができないため、譲受人が取得し、 事業者に貸し出すという形をとることとなりました。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。 1番について、大西 恒利 補足説明をお願いします。 大西委員 問題ありません。

議長(会長)2番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員問題ありません。

議長(会長)3番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 問題ありません。

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。次に、議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第4号について説明させていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。 議案第4号非農地証明願について、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処 理要領により、承認する。令和4年5月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1番の譲渡人は3条2番と同じで、相続放棄等により相続人不存在となっており、また破産事件により破産管財人が選任されております。申請地は、大野原町内野々字原237番1で、ひうち荘から南西に約410mに位置し、登記地目は畑、現況地目は山林、面積が231㎡です。平成12年頃より山林化しており、当時の航空写真を確認したところ、その頃より山林化していることが確認できたため、非農地の認定基準の「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番の譲渡人は3条3番と同じで、相続した農地について調べていたところ今回の申請地である3筆が既 に山林化しておりました。

調査したところ、少なくとも平成9年頃には山林化していたことが、当時の航空写真により確認できたことから、非農地の認定基準の「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、藤岡 光夫 委員 説明お願いします。

藤岡委員 特に問題ありません。

議長(会長) 2番について小出 由弘 委員 説明お願いします。

小出委員特に問題ありません。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 全員意見がないようですので、議案第4号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定いたします。

続きまして、議案第5号「観音寺市農地利用集積計画(案)について」議題といたします。それでは、事 務局に説明を求めます。

事務局次長(農政管理係長) 失礼します。

それでは、議案の説明に入ります前に、議案書の66ページについて、面積の誤りがありましたので、本日お配りの総括表に差し替えをお願いいたします。それでは、議案第5号について説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

議案第5号観音寺市農用地利用集積計画(案)について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画(案)」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和4年5月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の11ページをご覧ください。

これは、5月2日メ日までに提出された個人間同士による利用権設定の総括表です。

農用地利用集積計画総括表(利用権設定)令和4年5月31日公告(案)ですが、こちらは、通常の個人間による利用権設定について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区 793 ㎡、高室地区 32,395 ㎡、常磐地区 360 ㎡、柞田地区 13,482 ㎡、 木之郷地区 14,794 ㎡、豊田地区 4,668 ㎡、栗井地区 4,640 ㎡、一ノ谷地区 50,189 ㎡、 大野原地区 51,753 ㎡、豊浜地区 1,961 ㎡です。

合計、田 232 筆、145,707 ㎡、畑 42 筆 29,328 ㎡、合計面積 175,035 ㎡の利用権設定が提出されました。 今月は126 件の申出がありましたが、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、次に議案書の差し替えの表66ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和4年5月31日公告(案)ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。 常磐地区 3,050 ㎡、柞田地区 33,952 ㎡、木之郷地区 924 ㎡、豊田地区 11,887 ㎡、栗井地区 3,248 ㎡ 一ノ谷地区 5,496 ㎡、大野原地区 27396.21 ㎡、豊浜地区 3,494 ㎡、田 87 筆、87,461 ㎡、畑 4 筆、1986.21 ㎡、合計面積 89447.21 ㎡です。今月は、40 件の申し出がありました。農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、67 ページから 88 ページに記載しており、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和 4 年 6 月 1 日付で設定される貸借となります。

議案第6号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしくお願いします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長(会長) 特にないようですので、議案第5号「観音寺市農用地利用集積計画(案)に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございません

か。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 [連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和4年度第2回農業委員会定例会を閉会いたします。ご 審議お疲れ様でした。

<午後2時30分閉会>